

最高機関と称し、連邦會議(三十万人に一人の割合で代議員を出す)と民族會議(各連邦共和国は二十五人、自治共和国は十一人等の割合で代表員を出す)の二院より成る。両會議は同等の権限を有し、同一の立法権を有する。ソ連最高會議閉会中の最高機関は連邦最高機関幹部会である。同幹部会は連邦、民族両會議の合同會議に於て選出され、議長一名、副議長十六名、書記長一名、會員二十四名を以て構成される。その職能としては(イ)ソ連邦最高會議の閉会中に於ては同會議の任務の代行(ロ)ソ連邦が軍事的攻撃を受けた場合に於ける宣戰の布告(ハ)全国的若くは局部的動員令の公布等が挙げられる。

従つて金融上の緊急措置の如きも最高會議閉会中は同會議により、其の閉会中は最高會議幹部会により決定されるものと認められる。なお大臣會議(元のソ連邦人民委員會會議)も憲法上現行諸法律に基き、又現行諸法律を遂行するために種々の決定及び命令を発することができると規定されている。

一九二四年二月五日附の一、三及び五金留の額面を有する政府紙幣の発行もソ連中央執行委員會(現在の最高會議幹部會)法令及び人民委員會會議決定に基いたものであり、又一九三六年二月二十九日附の留再評價に關し、純金一グラムに付五・六八留(それ以前は一・二九留)に切下を実施した如きは人民委員會會議命令に基いたものである。

要するにソ連邦の立法権は最高會議により、その閉会中は同幹部会により行使されるが、以上の如く比較的重要な事項も人民委員會會議決定に基いて行われる場合がある。

今後我国に於ても通貨金融に關し緊急措置を要する事態が起らないとは保し難い。その場合上述の各国の事例は何らかの意味に於て参考になるであらうと思ふ。

新憲法下の我国に於ては法律に代るべき命令は存在し得ないのであるから、緊急の際立法を要する事項に就ては、国会閉会中ならば、速かに臨時會を召集してその議決を待つより外に方法はなく、その間でできる限りの行政措置を講じて悪影響を防止する以外に途はない。万一緊急措置の必要が予見されるような場合には、予め法律により立法事項を政府に委任して置くという方法も考えられる。し

かしながらその際には実施迄の間に種々の弊害を生ずることが多く、従つてこの方法は極めて限られた場合にしか採り得ないであらう。

なお現在の我国としては、昭和二十年九月二十日公布「ポツダム宣言受諾に伴ヒ発スル命令ニ關スル件」により「聯合國最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」ることとなつており、この規定によつて非常事態に対処し得る場合のあることを附記して置く。(明石)

(参考文献) 美濃部達吉、新憲法概論、斎藤敏、アメリカ合衆國憲法概況、藤

井新一、米國憲法論、松下正寿、米國戰爭権論、小原敬士、アメリカ統制

經濟論、玉井茂、英國の議會政治、東洋經濟新報社、金本位制の研究、浅

井清、独逸憲法原論、アトラス(東亞研究所訳)、ソ連邦貨幣流通史研究、

アーノルド(白浜篤之介訳)、ソヴェト・ロシアの銀行、信用、貨幣、日

ソ通信社、ソ連邦年鑑、日本評論社、金融大辭典、John Burke, War

Legislation; Duguit Léon, Manuel de Droit Constitutionnel;

Trotabas Louis, Constitution et Gouvernement de la France;

インフレーションと金融資本

昭和22・7・1

資本主義の發展は之を放任する限りに於て産業資本並に銀行資本の集中独占化を促進する傾向を持つてゐるが、此の過程に於て両者の關係は極めて密接となり、巨大銀行はその資本の大なる部分を産業的企業に固定し自ら大産業資本に転化する。即ち銀行資本と産業資本とは融合して支配的独占的資本となり、少数の巨大銀行は一国の資本全体の処分権を掌中に把握するに至る。ヒルファードイングの所謂金融資本なる語を此の如き意味に理解すべき事は金融資本論を一読すれば直ちに了解せられる所であるが、念の爲同書の第十四章資本主義的独占と銀行資本の金融資本化の末尾に近き箇所を引用して見よう。「産業資本のうちこれを

充用する産業資本家の所有でない部分が益々増加する、彼等はこの資本の処理権を銀行を通してのみ獲得するのであつて、銀行は彼等に対しては所有者を代表する、のみならず他方に於て銀行はその資本の益々大なる部分を産業に固定せざるをえない。銀行はこれによつて益々産業資本家となる、私は叙上の方法に於て実際に産業資本に転化されてゐる銀行資本、即ち貨幣形態に於ける資本を金融資本と名づける、それは所有者達に対しては常に貨幣形態を保持するものであり、彼等により常に貨幣資本即ち利附資本の形態に於て投資されるものであり、且つ彼等により常に貨幣形態に於て回収され得るものである、然るに実際に於ては斯様に銀行に投ぜられる資本の最大部分は産業資本に転化されて生産過程に固定されてゐる、産業に充用される資本のうち益々大なる部分が金融資本即ち銀行の処理し産業資本家の充用するところの資本となる、金融資本は株式会社の発展につれて発展し産業の独占をもつて其の頂点に達する。〔邦訳改造文庫四四一頁〕私が、冒頭に此の如き永たらしい引用をなしたのは、金融資本なる語が本来特殊の意味を持つたものであり、單純に銀行資本、或はもつと一般的に金融を業務とすることにより利潤を獲得せんとする資本と云ふ意味に解すべきものでないことを注意したいからである。少くともヒルフアーディングに關する限り銀行資本とは單純に産業資本家間の信用を媒介する資本に過ぎないのに対し、金融資本とは産業資本に転化された銀行資本を指稱するのであるから、金融資本と銀行資本とは明確に區別さるべき概念なのである。

此の如く金融資本なる語を特殊な意味に限定するならば、過去に於ける我国の財閥の如きはその適例と考へられる。即ち財閥銀行、信託、保険等々自己保有の金融機関の資金を利用して傘下の事業会社に巨額の融資を継続し密接不可離の關係を保持してきたのが正に之に該當する。然し乍ら終戦後聯合軍最高司令部の命により巨大財閥は解体を命ぜられ、その結果財閥持株の開放、首脳部の追放、傘下事業の分離独立、金融上の特権消失等により、多年養ひ来れる伝統は尙相当程度残存し居るものゝ、もはや金融資本の名に値するものは存在しないといふのが偽らぬ実情である。従つて目下の我國に於てインフレーションと金融資本の關係を論ずるには、金融資本をヒルフアーディングの規定せる意味に限局せず、金融

を業務とすることにより利潤を獲得せんとする資本といふ極めて一般的な意味に拡張して論議の筆を進めることが寧ろ適當であらう。

扱金融資本を此の如く一般的に理解する場合インフレーションとの關聯に於て特に注目すべき二つの現象を指摘することが出来る。その第一点は金融資本の産業資本に対する地位が漸次低下する事であり、その第二点は金融資本の損益計算の不均衡が激化する事である。先づ第一点であるが、インフレーションの進行過程に於て金融資本の産業資本に対する地位が相対的に漸次低下の傾向を辿る事は容易に想像し得る所である。蓋し通貨価値の急激なる減価に際しては金融資本の資産は營業店舗其他の不動産並に株式を除き貸出割引、株式以外の有価証券は著しくその實質的価値を減少せざるを得ないからである。もとより同様の現象は金融資本の負債の大部分を占むる預金借入金其他の債権者勘定に付ても妥当するが故に貸借対照表上均衡を失する訳ではないが、土地、工場、機械其他の設備、原料半製品等々その大部分が物的形態を採る事業会社の資産が通貨価値の下落に伴つて騰貴する事実に対比する時は、金融資本の産業資本に対する貸付が相対的にその比重を減ずる事は疑ひを容れない。即ち産業資本の貸借対照表上資産の通貨価値は急激に騰貴するにも不拘、負債は従前と何等變動なきが故にそれのみにて産業資本の資産は著しく負債を超過する事となるのであつて、場合によりては産業資本は低落せる価値の通貨を以て従前の高位なる価値の借入金を返済するのみか、従來の取引先との關係を打切り自己個有の銀行を創設し之を通じてその資金調達其他一般の銀行業務を代行せしめ、或は又巨富を積みたる産業資本は従來資本的に独立し居りたる銀行の株式を買取する事により金融資本に対する支配権を獲得する等の現象が発生するに至る。然らば此の点に關する金融資本の対策如何と云ふにドイツ、中華民國等々の経験によれば、先づ第一に貸出の返済を拒絶すること、第二に貸出に安定価値計算を採用すること、第三に貸出の途を經由することなく直接商品の売買に進出すること等が数へられるが、第一、第二の対策は完全に有効たり得ず、第三の対策に至つては金融資本本來の職能を逸脱するものであり、要之インフレーションの進行下にあつては一般に金融資本の産業資本に対する相対的地位が低落することはその運命なりとも云へる。

第二点たる金融資本の損益計算に目を移すとインフレーションの及ぼす影響は更に深刻である。既に第一点に於て述べたる如くインフレーション下に於ても貸出割引並に株式以外の有価証券と預金借入金との均衡は喪はれる訳ではないから、損益計算の面に於ても貸出利子、割引料、有価証券利子と預金借入金利子との均衡は依然として維持される。然し乍ら通貨価値安定せる時にあつては比較的僅少の地歩を占むるに過ぎなかつた営業費、営繕費等の物件費が通貨価値の下落につれ先づ第一に、俸給、旅費、手当等の人件費が之に引続き、急激な増加を来たし始め、在来の内部留保を喰ひ尽したる後に於ては竟に赤字の出現を余儀なくされる事となる。茲に於て採られる対策は第一に不動産、株式の評価益を計上すること、第二に貸出利子、割引料を高率に引上げること、第三に安定価値計算を貸出割引の元本に付てのみならず利子割引料に付ても実施すること、第四に直接商品売買に進出すること等が数へられるが、第一は所有額に限度ある上評価益を計上して経費を支払ふことが不健全であり、第二は之に伴ひ預金利子の引上を行はざるを得ない上に、その引上率は常に物価騰貴に及ばないから、経費の不足を補ふ資源としては余り充分とは云へない。第三は理論上最も妥当な方策であるが安定価値計算が一般的に行はれることが是認されない限り実行し得ず、第四は既述の如く甚だ不健全と云はざるを得ないので、畢竟するにインフレーションの進行下にあつては損益計算の面からも金融資本の経営は破綻する惧れが多分に存する。

以上の二点を根拠として考察するに、インフレーションは金融資本に何等利益を齎らさず、此の限りに於て金融資本はインフレーション政策を支持する筈がないと考へられる。然し之はインフレーションが所謂悪性化の段階に達し、フィッシュヤーの所謂貨幣錯覚から一般が解放せられる場合に於て始めて云ひ得ることであつて、インフレーションが比較的緩慢なる進行を継続する過程に於ては、デフレーション時代にこげついた貸出が返済され、然も経費の増加が比較的僅少に止まる限りに於ては、反つてインフレーションは金融資本により一般に歓迎されるのが過去に於ける顕著なる事実であつた。然も更に注目すべき事は假令インフ

インフレーションと金融資本

レーションが悪性化の段階に突入する場合に於ても金融資本が之を排撃し得ざる場合が存する事である。但し此の場合インフレーションを排撃し得ざる金融資本はヒルフアーディングの所謂金融資本に限られる。何となれば斯かる際デフレーション政策が強行されるならば産業恐慌の勃発は必至であるが、その場合産業資本と比較的関係浅き金融資本ならば兎も角、既に産業資本と密接不可離に癒着せる、或は産業資本そのものに転化した金融資本は到底之に耐え得ないからである。斯くてヒルフアーディングの所謂金融資本は産業資本がインフレーション政策の限界に突き当たる迄、上述の如き二つの大きな矛盾に苛まれつゝも止めどもなくインフレーションの渦中にまきこまれてゆかざるを得ない。

以上に於てインフレーションと金融資本の関係を抽象的に述べたが、之を念頭に置きながら終戦後に於ける我国五大銀行（帝國、三菱、安田、住友、三和の五銀行）の決算状況を検討してみよう。終戦後に於ける金融資本の決算は状勢の激変に鑑み大蔵省から一時延期を命ぜられた関係で、昨年四月昭和二十年度上期（昭和二十年四月—九月）昭和二十年度下期（昭和二十年十月—昭和二十一年三月）二期分が同時に行はれ、次いで昨年八月金融機関整理法並に金融機関再建整備法の制定により昭和二十一年度上期（昭和二十一年四月—八月十日）の特別決算が行はれた。其後本年四月には昭和二十一年度下期分の決算が行はれたが、之は資料整理が未だ完備して居らないので、当面利用し得る決算の数字は昭和二十年度上期、下期並に昭和二十一年度上期の三つ（昭和二十年度上期、下期分に付ては東京銀行協会調査部調査資料第十五号、昭和二十年度本邦五大銀行綜合財務の分析、昭和二十一年度上期分に付ては全国銀行協会連合会刊行金融創刊号、昭和二十一年八月特別決算五大銀行財務分析）に過ぎない。然し之等三つの決算を分析するのみにて我國のインフレーションが金融資本に与へた影響の一半を直ちに推測することが出来る。

先づ三期の総収入、総支出並にそのバランスを見るに、左表の如く二十年上期は辛うじて一千九百三十四万円の純利益を挙げてゐるが、二十年下期は二千六百五十三万円、二十一年上期は一千六百五十六万円の純損失を示し、金融資本の経

管が顕著なる悪化を来たしつつあることを示してゐる。

(単位千円)

年 次	総 収 入	総 支 出	差引純収入(-)支出
二十年上	一、一四四、三九〇	一、二二五、〇四四	一九、三四六
二十年下	一、三五六、六二〇	一、三八三、一五九	(-)二六、五三九
二十一年上	八〇八、一四四	八二四、七〇九	(-)一六、五六五

次に収入、支出の各項目に付き具体的に検討するに、先づ収入に付ては、売却債権取立益、有価証券売却益並に雑益等の特殊収入が相当のウェイトを占めてゐる事が注目される。殊に雑益が二十年下期に著増を来たしてゐるのは時効にかゝつた預貯金の処理、営業譲渡に伴ふ暖簾料の受入、其他要するに過去の含み資産の吐き出しにより業績悪化の補填を行つた結果と認められるが、二十一年上期に之が相当の減少を来たしてゐるのははや斯かる含みが吐き出し尽されて了つた事実を物語るものである。(以下に掲げる計表は前掲銀行協会調査の計数を利用したため、収入支出共総計と不一致の箇所あるもそのまゝにしておいた。但し未払利息未経過割引料其他の戻入勘定は差引く事とした。)

一方支出に付ては、通常支出項目の大宗たる預金利息の総支出に対する比率が漸減してゐるのに対し、借入金利息の比率が著増を来たし、戦後に於ける金融資本が日本銀行に対する依存度を高めつつある事を示してゐる。加之戦後漸くその進行速度を早め来つたインフレーションの進行により物件費、人件費の増大著しく、経費の総支出に対する比率は、二十年上期一一・七%、同年下期一四・五%、二十一年上期二五・〇%と増大しつつあり、結局経費の増大が金融資本業績悪化の最大原因なることを実証してゐる。一方諸銷却金は敗戦による打撃の実勢よりすれば遙かに増大すべきものなるにも不拘、滞貸金銷却の若干の増加を別とすれば、反つて減少を来たして居り、特に従來の金融資本の含み資産増大の最大の要因たりし有価証券の銷却が著しく減少しつつある事は、他の支出項目増大の結果必要な銷却すら充分なし得ざる事を意味し、金融資本資産の不健全化の事實は今や蔽ふべくもない。

昭和二十年上期 五大銀行損益計算書(収入)

通常収入		金額(単位千円)	構成比(百分比)
貸付金利息		八〇二、〇七〇	七〇・一
割引利息		一〇、〇九五	〇・八
有価証券利息		二六四、六六五	二三・〇
株式配当		一二、七一九	一・〇
其他通常収入			
受入雑利息		二二、八八一	一・九
受入手数料		六、八〇三	〇・五
有価証券貸付料		四六二	
外国為替売買益		三七七	
土地建物賃貸料		七〇四	
信託報酬		一、〇三一	
特殊収入			
有価証券売買益		一一、九三〇	一・〇
動産、不動産売買益		八〇〇	〇・一
銷却債券取立益		一、八七九	〇・一
有価証券償還益		二、五三七	〇・二
雑益		四、四三〇	〇・三
總計		一、一四四、三九〇	一〇〇・〇

昭和二十年下期 五大銀行損益計算書(収入)

通常収入		金額(単位千円)	構成比(百分比)
貸付金利息		一、〇〇七、八六八	七四・二
割引利息		四、一六五	〇・三
有価証券利息		二七五、三三二	二〇・二
株式配当		二、〇二一	〇・一
其他通常収入			

昭和二十一年上期 五大銀行損益計算書(収入)

受入雑利息	二一、五五七	一・五
受入手数料	六、〇一七	〇・四
有価証券貸付料	六三九	〇・一
外国為替売買益	八七	〇・一
土地建物賃貸料	一、二三七	〇・一
特殊収入	七、六一八	〇・五
有価証券売買益	八一〇	〇・二
動産、不動産売買益	三、〇七九	〇・二
銷却債権取立益	九、八一〇	〇・六
有価証券償還益	一六、三七五	一・二
雑益	一、三五六、六二〇	一〇〇・〇
計		

通常収入	六一九、三〇七	七五・六
貸付金利息	七、六〇三	一・〇
割引料	一四八、二五四	一八・〇
有価証券利息	八六〇	〇・一
株式配当金		
其他通常収入		
受入雑利息	八、六二二	一・〇
受入手数料	七、五二六	一・〇
有価証券貸付料	二〇六	〇・一
外国為替売買益	九	〇・一
土地建物賃貸料	八六一	〇・一
特殊収入		
有価証券売買益	七、三四五	一・〇
銷却債権取立益	四、一八四	〇・五
有価証券償還益	九五七	〇・一
雑益	二、四一〇	〇・三
計	八〇八、一四四	一〇〇・〇

昭和二十年上期 五大銀行損益計算書(支出)

通常支出	五四八、八〇五	四八・七
預金利息	二三八、一〇六	二一・一
経借費用		
税金	一一二、五一一	二・〇
給料	一三、五九六	二・〇
手当	一四、四一八	一・二
土地建物賃借料	一、四九四	〇・一
旅費	一、八九八	〇・一
雑費	七〇、〇二四	六・二
営業費	二、二九四	〇・一
其他通常支出		
支払雑利息	四五七	〇・一
支払手数料	三二八	〇・一
外国為替売買損	四七	〇・一
特殊支出		
諸銷却金		
有価証券価格銷却	一一五、二八五	一〇・二
滞貸金銷却	四九、六三〇	四・三
不動産価格銷却	二、一八四	〇・一
割引手形銷却	三七	〇・一
貸付有価証券価格銷却	六二四	〇・一
其他特殊支出		
有価証券売買損	一	!
行員恩給及一時給与金	二、四八四	〇・一
雑損	二、八一五	〇・二
軍需会社積立金繰入	二七、九九四	二・四
計	一、一二五、〇四四	一〇〇・〇

昭和二十年下期 五大銀行損益計算書(支出)

通 常 支 出	金 額(単位千円)	構 成 比(百分比)																						
			預 金 利 息	借 用 金 利 息	再 割 引	税 金 費	給 料	手 当	土 地 建 物 賃 借 料	旅 費	雑 費	營 繕 費	其 他 通 常 支 出	支 払 雑 利 息	支 払 手 数 料	外 国 為 替 売 買 損	特 殊 支 出	諸 銷 却 金	有 価 証 券 価 格 銷 却	滞 貸 金 銷 却	不 動 産 価 格 銷 却	割 引 手 形 銷 却	其 他 特 殊 支 出	行 員 恩 給 及 一 時 給 与 金
預 金 利 息	五八八、一五七	四二・五																						
借 用 金 利 息	四〇六、二五三	二九・三																						
再 割 引																								
税 金 費	一七、九五五	一・二																						
給 料	二五、一七九	一・八																						
手 当	四一、九七四	三・〇																						
土 地 建 物 賃 借 料	一、九四四	〇・一																						
旅 費	二、八六五	〇・二																						
雑 費	一〇七、一五〇	七・七																						
營 繕 費	七、九八二	〇・五																						
其 他 通 常 支 出																								
支 払 雑 利 息	二、〇一六																							
支 払 手 数 料	一七二																							
外 国 為 替 売 買 損	三七																							
特 殊 支 出																								
諸 銷 却 金																								
有 価 証 券 価 格 銷 却	四三、八二三	三・一																						
滞 貸 金 銷 却	六八、二六二	四・九																						
不 動 産 価 格 銷 却	二、〇八五	〇・一																						
割 引 手 形 銷 却	五二二																							
其 他 特 殊 支 出																								
行 員 恩 給 及 一 時 給 与 金	一一、六〇〇	〇・八																						
雑 損	六、一三七	〇・四																						
軍 需 会 社 積 立 金 繰 入	四八、〇三四	三・四																						
総 計	一、三八三、一五九	一〇〇・〇																						

昭和二十一年上期 五大銀行損益計算書(支出)

通 常 支 出	金 額(単位千円)	構 成 比(百分比)																		
			預 金 利 息	借 用 金 利 息	再 割 引	税 金 費	給 料	手 当	土 地 建 物 賃 借 料	旅 費	雑 費	營 繕 費	其 他 通 常 支 出	支 払 雑 利 息	支 払 手 数 料	外 国 為 替 売 買 損	特 殊 支 出	諸 銷 却 金	動 産、不 動 産 価 格 銷 却	其 他 特 殊 支 出
預 金 利 息	二六一、二〇七	三一・六																		
借 用 金 利 息	三三〇、二八四	四〇・〇																		
再 割 引	六一七																			
税 金 費	九、三五八	一・〇																		
給 料	二四、四六〇	二・九																		
手 当	七四、四六五	八・九																		
土 地 建 物 賃 借 料	二、三〇五	〇・二																		
旅 費	四、五四五	〇・五																		
雑 費	八九、八八二	一〇・〇																		
營 繕 費	二八、五〇三	三・三																		
其 他 通 常 支 出																				
支 払 雑 利 息	一、八一五	〇・一																		
支 払 手 数 料	一六八																			
外 国 為 替 売 買 損	二三																			
特 殊 支 出																				
諸 銷 却 金																				
動 産、不 動 産 価 格 銷 却	八、一七六	〇・九																		
其 他 特 殊 支 出	三六三																			
行 員 恩 給 及 一 時 給 与 金	三、七二三	〇・三																		
雑 損	五、〇五九	〇・六																		
総 計	八二四、七〇九	一〇〇・〇																		

上述決算の数字の示すものは主として終戦後に於ける金融資本の損益計算の不均衡であつたが、次に金融資本の産業資本に対する地位の低下の現象は如何なる程度迄具現してゐるであらうか。此の問題はその性質上損益計算の場合と異なり正確なる計数を算出し得ないが、終戦後本年四月迄の期間に於ける全国銀行貸出

額並に社債の発行高の推移と日本銀行調東京卸売物価指数の騰貴率を基礎として若干の推測を行ふ事は可能である。即ち全国銀行貸出残高は終戦の翌月たる昭和二十年九月末に八百三十三億円であつたが、本年二月末には一千三百七十九億円に達してゐる。而して此の間貸出の返済、新規の貸出により複雑な過程を辿つて結局五百四十六億円の増加となつてゐるが、計算の便宜上本年二月末に於ける貸出残高中八百三十三億円は終戦以降より返済なかりしものと仮定する。然る時は此の間に於ける東京卸売物価指数の騰貴率は九・九六倍であるから、貸出の全額が貸出当初より物的資産に代へられてゐるとするならば、元本の返済一を差引いた八・九六倍を貸出額に乘じた金額七千四百六十三億円が貸出を受けた者の觀念的な利得額である。次に昭和二十年十月末に於ける全国銀行勘定貸出残高は八百六十一億円で十月中に於ける貸出増加額は二十八億円となるが、此の分も九月同様本年四月末迄返済なきものと仮定し、十月以降本年四月迄の東京卸売物価指数の騰貴率より一を差引きたる倍数を二十八億円に乘ずれば、二百五十億円の利得額を算出し得る。以下各月に付き之と同様の計算を繰返し、総計を算出するに、終戦後本年四月迄の全国銀行貸出より発生する借入人の觀念的な利得額は八千八百二十億円に達する事となる。又金融債券を除く社債発行高は昭和二十年九月末百二十三億円なるに對し、本年二月末百二十九億円と殆んど増減なきを以て、此の間に於ける新規発行、償還を一応無視し、社債発行高中百二十三億円は終戦以降より償還なかりしものと仮定して、此の間の東京卸売物価指数の騰貴率より一を控除せる八・九六倍を之に乘ずれば、社債発行者の觀念的な利得額は一千百二億円となる。以上合計するに終戦後最近迄に於ける銀行より貸出を受けたる者並に社債発行者の觀念的な利得額は九千九百二十二億円といふ途方も無い巨額に達するが、一方全国銀行勘定貸出残高と社債発行高は如何に物価騰貴があつても依然として各一千三百七十九億円、百二十九億円に過ぎないから、之を以てみても金融資本の産業資本に対する地位が相対的に減退したる事は察するに難くない。

尤も以上の計算は貸出と同時に且つ貸出の全額が物的資産に転化せられるといふ相当現実とかけ離れた仮定を前提として居り、実際上は貸銀の支払、其の他にも使用され、又一度物的資産に転化せられた後に於ても之を喪失乃至は喰ひ潰し

インフレーションと金融資本

てしまつた様な事例も多々存するであらうから、その点は充分考慮する必要がある。然し仮りに半額と仮定しても産業資本の利得額は四千九百六十一億円ざつと五千億円に上り、何れにしても金融資本に比しその地位が上昇せる事は疑ひを容れない。

昭和二十年 九月 十月 十一月 十二月	全国銀行月 貸出残高増加額		中利得率	利得額	公社債 発行高		利得率	利得額
	億円	億円			億円	億円		
九月	八三	八三	八・九六	四六三・七	一一三	一一三	八・九六	一、一〇三
十月	八六	二八	八・九六	二五〇・九	一二四	一二四		
十一月	九〇	四	八・九六	三七七・四	一二四	一二四		
十二月	九七	七	四・二	三〇三・一	一二四	一二四		
計	一、〇五	六	三・九三	二二九・七	一一三	一一三		
昭和二十一年	一、〇五	二四	三・〇一	七二・二	一一三	一一三		
一月	一、〇五	一	一・六四	一・六	一一三	一一三		
二月	一、〇五	一	一・六四	一・六	一一三	一一三		
三月	一、〇六	一	一・六四	一・六	一一三	一一三		
四月	一、〇七	一	一・〇〇	一・〇	一一三	一一三		
五月	一、〇八	一	〇・六九	一・〇	一一三	一一三		
六月	一、〇九	一	〇・五三	二・〇	一一三	一一三		
七月	一、一〇	一	〇・四五	二・〇	一一三	一一三		
八月	一、一〇	一	〇・四六	一・六	一一三	一一三		
九月	一、一一	一	〇・四八	八・二	一一三	一一三		
十月	一一	一	〇・三七	二四・八	一一三	一一三		
十一月	一一	一	〇・二八	一七・四	一一三	一一三		
十二月	一一	一	〇・二五	一〇・六	一一三	一一三		
計	一一	一	〇・二五	一〇・六	一一三	一一三		
昭和二十二年	一一	一	〇・二五	一〇・六	一一三	一一三		
一月	一一	一	〇・二五	一〇・六	一一三	一一三		
二月	一一	一	〇・二五	一〇・六	一一三	一一三		
計	一一	一	〇・二五	一〇・六	一一三	一一三		

(註) 日本銀行調東京卸売物価指数の昭和二十年九月より昭和二十二年四月迄の間に於ける騰貴率九・九六より一を差引き二十年九月以降の利得率を算定した。二十年十月以降も同様の方法により算出したが、利得率は二十年四月に近づくにつれ漸次減退する訳である。

以上の分析により我國に於てもインフレーションは金融資本の経営を危殆に瀕せしめつゝあるのみならず、その産業資本に対する地位を相対的に低下せしめることが分明する。然るに此のインフレーションの進行過程に於て金融資本横暴

の声が一再ならず発せられる所以は何であらうか。顧みるに昭和二十一年二月金融緊急措置令の施行を見て以来産業資本が法制上種々の制約を受けたる事は今更述べる迄もない所であるが、その事例を列挙するに左の如くである。

- (1) 昭和二十一年二月金融緊急措置令の施行により、法人の預金は封鎖せられると共に、貸出を受ける場合も原則として封鎖貸付の方法を甘受しなければならなくなつた。
 - (2) 昭和二十一年三月日本銀行を除く全金融機関は三月二十二日現在の残高を越えて貸出を行ふことを原則として禁止せられた。
 - (3) 昭和二十一年四月所謂指定事業の保有する封鎖預金の引出は特定の場合の外禁止せられた。
 - (4) 昭和二十一年六月金融機関の事業資金供給は原則として貸出によることとなり、事業会社の封鎖預金の引出は困難となつた。
 - (5) 昭和二十一年八月封鎖預金を二種に区分する事となつたが、法人の封鎖預金は僅少の金額を除き第二封鎖預金に編入せられ、事業資金の金融機関依存度は高まつた。
 - (6) 昭和二十二年三月金融機関資金融通準則が制定され、金融機関の貸出は自由預金増加額の二分の一に限度を割せられたのみならず、貸出先も原則として石炭、鉄鋼を中核とする重点産業に限定される事となつた。
- 以上の場合の何れに付ても産業資本が相当の傷手を蒙り金融資本に対する依存度を高めたと考へるのも一応無理はないし、殊に貸出抑制の結果産業資本が整理の必要に迫られ失業者を出さざるを得ない破目に陥りたる場合、非難の声が金融資本に対して集中されるのも一応尤もな様な気がする。然し此の現象はインフレーションの過程に於て之が進行を防止する為め採用せられたデフレーション政策の結果であつて、インフレーション進展の結果とは認め難い。その場合金融資本は国家乃至は中央銀行のインフレーション防圧政策の実行機関として作用してゐるだけであつて、もはや自己独自の立場から行動してゐるのではない。成程預金封鎖、封鎖貸出、或は更に進んで貸出禁止の措置の如きは産業資本にとり、目先極めて迷惑なる事は容易に了承し得るが、苟くもインフレーションの防圧を

至上の命令とする限り、此等の措置は真に止むを得ざる措置と云はねばならぬ。

然し乍ら最後に指摘しなければならぬことはインフレーションの進行下金融資本と国家的要請との矛盾が激化しつつある事実である。蓋し上述の如く金融資本は今や氣息奄々たるが故に、国家経済再建の見地よりは不急不要なる事業に対してもそれが高率の利潤を挙げる限りに於て兎もすれば貸出を行ひ勝ちな傾向にあるからであり、金融資本に対する最も重大な批判は実は此の点に集中されなければならない。此の観点から終戦後に於ける金融資本の貸出増加額の中果してその幾何が真に経済再建上必要な部門に投入せられたるかを検討するに、利潤率高き不急不要事業に相当量の資金が供給せられたる事は否定し得ざる事実である。斯くてインフレーションの進行下真に緊要なる事業に対してのみ優先的に資金を供給する為めには、金融資本に対する国家乃至は中央銀行の統制は愈々強化されなければならない。然し此の問題は極めて重大であるからその究明は他の機会に譲ることとしたい。(吉野)

インフレーション下に於ける

金利騰貴の緩慢なる理由に付て

昭和22・7・1

最近市中金利の昂騰は著しいものがあり、手形貸付レートに就いて見ると、最高日歩三銭は決して珍らしい現象ではない。之を戦時中の日歩一銭一厘乃至一銭二厘に比べれば、約三倍に上つてゐるが、終戦後の東京卸売物価指数が此の間約十倍に騰貴してゐると対比すれば、金利の騰貴率は著しく低度なることが分明する。第一次大戦後の独逸の悪性インフレーション当時にも物価は天文学的に奔騰したにも拘らず、金利の騰貴は遙かに遅れてゐるのであり、例へば、ライヒスバンクの公定割引歩合は戦時中の五%がインフレーション進行にも拘らず、永く据置かれ、一九二二年七月に至つて初めて七%に引上げられ、爾後順次引上